

讀五經正義札記（八）

—『景鈔正宗寺本春秋正義』について—

野間 文史

10 『景鈔正宗寺本春秋正義』について

本稿は昭和八年（一九三三）に東方文化学院から影印刊行された、『春秋正義』の単疏本としてはほぼ完存する唯一の『景鈔正宗寺本春秋正義』についての覚書である。

さてこの景鈔本にはすでに安井小太郎氏（1888-1938）による詳細な解題が施されている。それによれば、この書物は宮内省図書寮（現在の宮内庁書陵部）の蔵本で、さらにさかのぼれば江戸の書誌学者として著名な近藤正齋（1771-1829）の旧蔵に係るものだと、氏は第三卷末に記載された、

文化十二年三月。以常陸久慈郡萬秀山正宗寺藏本寫之。以爲家珍。御書物奉行近藤守重

という識語を紹介し（三十六卷末では「文化十三年五月）、次いで近

藤正齋の『正齋書籍考』卷一と『右文故事附録』卷一の該当箇所を引用する。いま本稿でも以下に引用しよう。いずれも『近藤正齋全集第二』（国書刊行会 一九〇五）による。（一）内は近藤正齋の自注で、原文は双行小字。句読点は筆者が施した。）

〔春秋正義〕古鈔眞本三十六卷。金澤文庫本ヲ以テ天文年間ニ膳寫セル古本。常州久慈郡増井村正宗寺ニ什畜ス。（此寺モト勝樂寺ト云。〔京華集〕ニモ見ユ。夢想ノ弟子月山ノ開基ナリ。昔ハ多ク書籍ヲ貯フトミエ、今、足利學校ニアル宋板巾箱本〔周禮〕モ此寺ヨリ出タルナリ。）此本、卷首ニ長孫無忌ノ表、次ニ孔穎達ノ序アリ。次行直チニ春秋正義卷第一（中略）孔穎達等奉勅撰トアルコト前ノ〔周易〕ト同ジ。ミナ卷子本ノ寫様ナリ。（注疏本ニハ長孫ノ表ナシ。篇題ニ春秋左傳注疏トアリ。）其次行ニ春秋左氏傳序正義曰云々トアリ。其次卷ニ春秋正義卷二トアリテ、篇題ハ春秋經傳集解隱公第一トアリ。正義ノ字句、今ノ注疏本ニ比スルニ最正善。二十字餘多キモ有リ。予嘗テ渴望ニ勝ヘズ。水戸

ノ人ヲ備筆シテ、就テ影寫珍藏ス。此本世ニ傳寫甚罕ナリ。嘗
聞ク前時一本ヲ謄寫スルモノ有ト云々。右三部ハミナ予ガ親睹
傳寫收儲スルモノニシテ、則孔穎達ノ原書ナリ。山巖石室詩ト
禮トヲ訪求シテ完璧トセンコトヲ庶幾スルノミ。

*正齋所藏の『周易正義』『尚書正義』『春秋正義』をいう。

春秋正義 三十六卷

是初ノ尚書正義又守重珍藏スル易正義と同ク、正義ノ單本ニシ
テ、天文中ノ鈔本ナリ。第十五ニ金澤文庫ノ摹印アリ。守重、
今、正宗寺本ヲ以テ謄寫珍藏ス。按ニ此本十五行、二十六字。

コレ宋刻以前ノ本ナルヘシ。此本今西土ニ亡佚スルモノ。最珍
重スヘシ。台記ニ康治二年九月卅日ノ條ニ所見ノ書目ヲ擧テ經
家左傳卅卷（抄首府）、同釋例十六卷（首付）、論法一卷、同正
義卅六卷（雖抄句末抄寫之）トアリ。此時ハ五經正義ノ單本ミ
ナ備ハリシナリ。

安井氏は以上の近藤正齋の解題を引用した後、正齋が「卷子本ノ
寫様」だとする記述と「宋刻以前ノ本ナルヘシ」という判定につい
ては疑問を呈し、「疑らくは北宋刻單疏本を鈔したるならん」と予
想する。

そして「嘗聞ク前時一本ヲ謄寫スルモノ有ト云々」については、
これが当時、水戸彰考館に所藏されていたもう一本、安井氏のいわ
ゆる「彰考館本」で、これには巻末に、

寛政三年六月水戸小澤章……

の跋文が有り、「正齋本」はこの「彰考館本」からの転写本であつ
たと結論づけている。

何となれば二書の字體分毫の差なく、大小真行符契を合せたる
如し。故に彰考館本誤れる所は正齋本も亦誤れり。正宗寺本佚
せるを以て原本と館本との異同を知る能はざるを遺憾とす。前
に引ける右文故事附録にある天文年中の鈔本云々は。此の小澤
章の跋文に據れるなるべし。

安井氏は続けて、「正齋本」巻二十四末尾に書かれた清人田吳焯
の手に成る識語（影印本には収録しない）を紹介する。

春秋正義單疏本。爲世間罕見之書。日本宮内省圖書寮藏有傳鈔
本。不知何日流出二冊。予於己酉年（一九〇九）得之書肆。不
忍令此秘笈歸於散逸。因以之歸圖書寮。俾成完璧。亦藝林佳話
也。宣統二年（一九一〇）田吳焯記於七啓會。得圖書寮假鈔本
以爲酬。

これによると、図書寮藏の「正齋本」には二冊の缺本が有つたが、
清人の田吳焯がこれを書肆において発見し、この秘笈が散逸してし
まうことを惜しみ、購入した後、図書寮に寄贈したところ、図書寮
は「正齋本」全書を鈔写して田吳焯に贈つたということである。ち

なみに「彰考館本」は戦災により遺憾ながら焼失している。

安井氏はさらに、「正齋本」が後に狩谷掖齋所蔵となったことを、掖齋の著『經籍訪古志』巻二で確認する。そして劉承幹「嘉業堂叢書」中の『春秋正義』残巻に言及し、これが「正宗寺本」に由来することは明白であるが、直接「正宗寺本」原本によるものか、「田吳炤本」の一部分であるのかは不明だとしている。

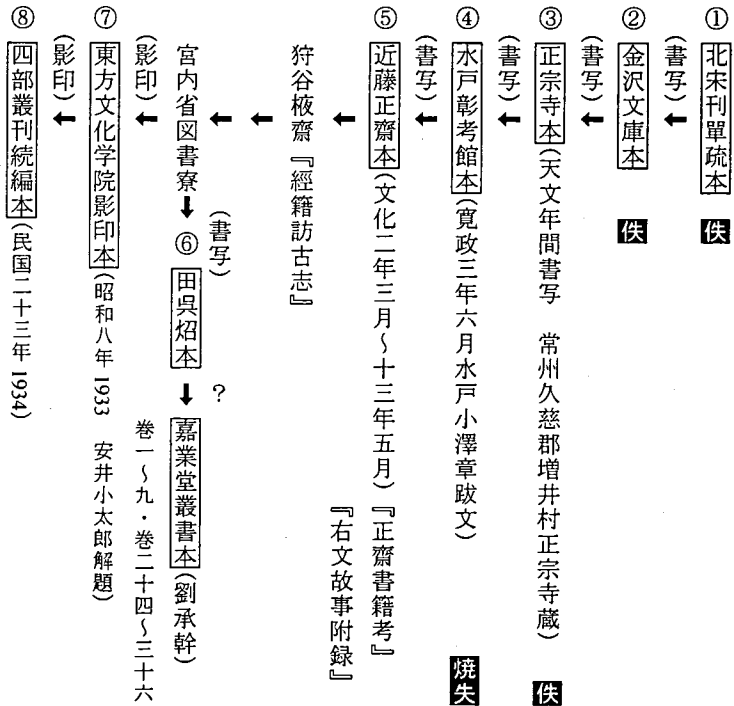
安井氏は最後に、小島祐馬氏「巴黎國立圖書館藏敦煌遺書所見録三」（支那学第六巻二号 一九三三）を紹介し、さらに張金吾『愛日精廬藏書志』巻五經部春秋類にいう「沈中賓本」は単疏本ではないこと、楊守敬『留眞譜』に載せる「春秋正義卷第四」が「正宗寺本」原本かもしれないことを付言する。

そして「正宗寺本春秋正義缺佚考」として十八条を付記するが、それに先立ち、

次に正宗寺本に就て其缺佚せる者。及び汲古閣本に缺佚して正宗寺本に存する者を擧ぐ。全巻文字の異同は甲是乙非。一に據るべからずといへども。汲本の誤を正すべき者甚多し。兩三年の力を費し精校せば。阮氏校勘記の上に出づる者あらん。

と述べている。

以上の安井氏の解題を今一度まとめて図示すると、以下のようになるであろうか。最後の⑧は、『景鈔正宗寺本春秋正義』刊行の翌年、これが張元濟編集の「四部叢刊統編」中に採録されたことを示している。



さて本稿では、安井氏が後世に期待された「兩三年の力を費し精校せば。阮氏校勘記の上に出づる者あらん」という言葉に従い、『春

秋正義』全書にわたり、これを阮元『校勘記』と対照し、また近時影印公刊された「慶元八行本」(『統修四庫全書』所収①)を参照した結果を踏まえ、若干の知見を申し述べたい。ただし、その内容は簡單明瞭である。すなわち安井氏が

疑らくは北宋刻單疏本を鈔したるならん。

と推測され、また小島祐馬氏が敦煌遺書の哀公殘卷と対校した結果をもとに、「正齋本」が

其内容に於いても、唐鈔の正義とは遠く、寧ろ宋刻を本とせる阮刻注疏本に近い点より觀て、此書の原本たる金澤文庫本は宋刻か若しくは宋刻より傳鈔せしものであったことが知られる。

と断定されたことの検証ないし確認である。

つまり「正齋本」が近藤正齋が信じて疑わなかったような「宋刻以前の本」であるのか、前掲図の①「北宋刊單疏本」からの伝写であるのか、あるいは①が「南宋覆單疏本」であるのか等を検討するのがその主たる目的である。しかし「北宋刊單疏本」「南宋覆單疏本」が現存しないため、いずれも仮説の域を出ないのはやむを得ないであろう。



以上を検討する手がかりとして、先ず「標起止」の問題を取り上げたい。かつて吉川幸次郎氏が「旧鈔本礼記正義を校勘して」(『東方学報京都』九 一九三八 全集十卷)において、次のように指摘されたことがある。

以上で第三例の説明を終わるのでありますが、此の第三に関連して、今少し申し上げたいことがあります。第一は「疏」の「標題」に関する問題であります。宋版の「標題」が必ずしも孔穎達の旧でないことは、以上の例で御理解がついたことと思いますが、ここに特に申したいのは其の形式に就いてであります。すなわち宋版「正義」の「標題」は「大功小功不諱」というような極く短い「経注」の場合を除き、概ね「□□至□□」と五

字に画一してありますが、これは必ずしも原形ではないこと、(2)の示すところでありまして、此の鈔本に見えるものは寧ろ五字でない方が多い。もともとこれは「礼記正義」に特有な現象ではないかと考えられる節もありますが、とにかく「疏」をお読みなる方に関心を持って頂きたい問題であります。

吉川氏が『礼記正義』に特有な現象ではないかと考えられる節もある」と述べたように、たとえば『周易正義』の場合、経文・伝文、あるいは注文が短文であるため、全文を標起止とすることがよく見られる。しかし『五経正義』を通じてみると、吉川氏の指摘はおおむね該当するようである。つまり「□□至□□」の形に統一しようとする傾向は、版本以降に特徴的だということである。

さて『春秋正義』の場合、卷一（「春秋左氏伝序」の部分）にそれが頭著である。以下にその標起止の全例を挙げる、右側に「嘉慶本」（巻数・葉数・行数）、左側に「正宗寺本」を配した。ただし「慶元八行本」は阮元『校勘記』が「凡序中某至某也、宋本無」と指摘するように、標起止を付さない。

- （春秋至名也 (01-02b-1) —— 「嘉慶本」（巻数・葉数・行数）
- （春秋者魯史記之名也 —— 「正宗寺本」
- （記事至異也 (01-02b-9)
- （記事者以事繁日至別同異也
- （故史至名也 (01-04b-4)
- （故史之所記至所記之名也
- （周禮至國史 (01-05b-4)
- （周禮有史官至亦各有國史
- （大事至而已 (01-06b-9)
- （大事書之於策小事簡牘而已
- （孟子曰至一也 (01-07b-7)
- （孟子曰至其實一也
- （韓宣至以王 (01-08a-6)
- （韓宣子至所以王
- （韓子至經也 (01-08b-6)
- （韓子所見蓋周之舊典禮經也
- （周德至舊章 (01-09a-6)
- （周德既衰至多違舊章
- （仲尼至之法 (01-09b-6)
- （仲尼因魯史策書成文至將來之法
- （其教至勸戒 (01-10a-3)
- （其教之所存文之所害則刊而正之以示勸戒
- （其餘至改也 (01-10b-1)
- （其餘則皆即用舊史至不必改也
- （故傳至脩之 (01-10b-6)
- （故傳曰其善志又曰非聖人孰能脩之

- （蓋周至明之 (01-10b-9)
- （蓋周公之志仲尼從而明之
- （左邱至而發 (01-11a-5)
- （左丘明受經於仲尼至隨義而發
- （其例至故也 (01-11b-7)
- （其例之所重至所脩之要故也
- （身爲至所窮 (01-12a-2)
- （身爲國史至究其所窮
- （其發至通體 (01-12b-6)
- （其發凡以言例至一經之通體
- （其微至褒貶 (01-13b-10)
- （其微顯闡幽至褒貶
- （諸稱至變例 (01-14b-3)
- （諸稱書不書至謂之變例
- （然亦至之也 (01-15a-9)
- （然亦有史至曲而暢之也
- （其經至例也 (01-15b-10)
- （其經無義例至非例也
- （故發至有五 (01-16a-4)
- （故發傳之體有三而爲例之情有五
- （一曰至是也 (01-16b-1)
- （一曰微而顯至城緣陵之類是也
- （二曰至是也 (01-16b-9)
- （二曰志而晦至及之類是也
- （三曰至是也 (01-17a-6)
- （三曰婉而成章至許田之類是也
- （四曰至是也 (01-17b-6)
- （四曰盡而不汙至獻捷之類是也
- （五曰至是也 (01-17b-10)
- （五曰懲惡而勸善至三叛人名之類是也
- （大體至自亂 (01-20a-4)
- （大體轉相相述至適足自亂
- （預今所以之至志也 (01-20b-2)
- （預今所以爲異至蓋丘明之志也

- (其有至後賢 (01-21a-1))
- (其有疑錯則備論而闕之以俟後賢)
- (然劉至同異 (01-21a-8))
- (然劉子駿至以見同異)
- (分經至集解 (01-21b-4))
- (分經之年至集解)
- (又別至之也 (01-21b-10))
- (又別集諸例至詳之也)
- (或曰至所安 (01-22a-10))
- (或曰春秋之作至所安)
- (蒼曰至政也 (01-23b-4))
- (蒼曰異乎至時王之政也)
- (麟鳳至終也 (01-24b-1))
- (麟鳳五靈至所以爲終也)
- (曰然至將來 (01-25a-8))
- (曰然則春秋何始於魯隱公至垂法將來)
- (所書至義也 (01-26a-8))
- (所書之王至此其義也)
- (若夫至之也 (01-26b-6))
- (若夫制作之文至非隱之也)
- (聖人至聞也 (01-27a-1))
- (聖人包周身之防至非所聞也)
- (子路至論也 (01-27a-6))
- (子路欲使門人爲臣至又非通論也)
- (先儒至近誣 (01-27b-6))
- (先儒以爲制作三年至亦又近誣)

これによれば、「正宗寺本」が唐代鈔本に近い形を多分に残していることが言えそうではある。ただ、『春秋正義』全体を通じてみると、事は必ずしもそのように単純ではない。というのは、「嘉慶本」の標起止の方が長文の例も少なからず存在するからである。否、

むしろその方が多い。以下、先ず巻一と同様に「正宗寺本」の標起止が長文の例を挙げよう。

- (夫民至於難 (06-19a-3))
- (對曰夫民至於難)
- (注魏壽至之後 (19b-10a-6))
- (注魏壽餘畢萬之後)
- (注縉雲至官名 (20-19a-6))
- (注縉雲黃帝時官名)
- (注喪位至於堂 (25-19a-5))
- (注喪位婦人哭於堂)
- (注張武至壘壁 (35-14a-6))
- (注張武軍謂築壘壁)
- (注塞井至爲陳 (37-16a-9))
- (注塞井夷竈以爲陳凡)
- (注四萃至攻之 (37-17a-2))
- (注四萃四面集攻之)
- (放盧蒲癸于北燕 (42-16b-7))
- (放盧蒲癸于北燕)
- (注以事會禮 (45-01a-2))
- (注以事至會禮)
- (注命大夫別縣監尹 (57-21a-4))
- (注命大夫別縣監尹)
- (君子至讎國 (58-12b-3))
- (君子違不適讎國)
- (注書會至與謀 (58-18b-4))
- (注書會從不與謀)
- (注時人至當殤 (58-22b-9))
- (注時人疑童子當殤)
- (三罪至帶劔 (60-08b-1))
- (三罪紫衣袒裘帶劔)

以上『春秋正義』卷二以下の全体で二例であるが、以下は「嘉慶本」の標起止の方が長文の例である。

- 〔注費伯魯大夫至傲之 (02-15a-8)〕
- 〔注費伯夫至放之〕
- 〔初鄭武公娶于申曰武姜 (02-15b-2)〕
- 〔初鄭至武姜〕
- 〔注申國今南陽宛縣 (02-15b-3)〕
- 〔注申國至宛縣〕
- 〔注段出奔共故曰共叔猶晉侯至之 (02-15b-8)〕
- 〔注段出至鄂侯〕
- 〔莊公寤生驚姜氏故名曰寤生遂惡之 (02-16a-1)〕
- 〔莊公至惡之〕
- 〔注公以至爲文時之所隱 (05-01b-9)〕
- 〔注公以至所隱〕
- 〔注大路至越席結草 (05-08a-4)〕
- 〔注大路至結草〕
- 〔注夫人莊公母至而去 (08-01a-6)〕
- 〔注夫人至而去〕
- 〔注戲而相愧曰斬至得還 (09-04a-6)〕
- 〔注戲而至得還〕
- 〔重館至曹地也 (17-08b-4)〕
- 〔重館至曹地〕
- 〔趨登至非禮也 (21-10b-8)〕
- 〔趨登至非禮〕
- 〔注其六六篇至次第 (23-21a-5)〕
- 〔注其六至之第〕
- 〔注蕩澤公孫壽之孫 (27-22b-10)〕
- 〔注蕩澤云云〕
- 〔注華免齊大夫至人宮 (28-28b-9)〕
- 〔注華免至人宮〕
- 〔注禘三年大祭則作四代之樂別至樂侯 (31-06a-5)〕
- 〔注禘三至侯樂〕

- 〔注此禮與士喪禮至正文 (33-09a-3)〕
- 〔注此禮至正文〕
- 〔注林鐘律名鑄鐘聲應林鐘因爲名 (34-03b-10)〕
- 〔注林鐘至爲名〕
- 〔二邑在高平南陽至之辭 (34-11a-9)〕
- 〔注二邑至之辭〕
- 〔注頻與晉侯外會至故不書 (35-01a-9)〕
- 〔二十二年傳注公頻至不書〕
- 〔注輕行掩其不備曰襲因伐晉還至有事 (35-08a-6)〕
- 〔注輕行至有事〕
- 〔辛卯角殺子叔及太子角 (37-04a-1)〕
- 〔殺子叔及太子角〕
- 〔濟澤至尸之敬也 (38-31a-7)〕
- 〔濟澤至敬也〕
- 〔注武王伐紂分其他西監 (39-10a-3)〕
- 〔注武王至之化〕
- 〔殺管叔至蔡叔 (41-16a-1)〕
- 〔殺管至蔡叔〕
- 〔注易象春秋文王至而說之 (42-02a-7)〕
- 〔注易象至說之〕
- 〔注南宮至敬叔 (44-17b-4)〕
- 〔注南宮敬叔〕
- 〔注子孔嘗執鄭國之政 (47-16b-5)〕
- 〔注子孔至之政〕
- 〔注卿得自立廟於家 (47-16a-8)〕
- 〔注卿得至於家〕
- 〔注受服謂君祭以肉賜大夫至祭也 (47-17a-3)〕
- 〔注受服至祭也〕
- 〔使府人庫人各徹其事 (48-16b-2)〕
- 〔使府至其事〕
- 〔清濁小大長短至出入周疏 (49-19a-5)〕
- 〔清濁至周疏〕
- 〔注國君社稷之主與宗廟共其存亡者至獲得也 (50-24a-8)〕
- 〔注國君至得也〕

- 〔注施而無私至類也 (52-29b-2)〕
- 〔注施而至類也〕
- 〔注以乾至晉侯至 (53-01a-4)〕
- 〔注以乾至侯至〕
- 〔注禮曰敵至馬也 (53-02b-2)〕
- 〔注禮曰至馬也〕
- 〔注師衆也黨所也之往也至公子失所 (57-23b-1)〕
- 〔注師衆至失所〕
- 〔注爲陳乞所逆故書八 (58-01a-8)〕
- 〔注爲陳至書入〕
- 〔子羔至辟其難 (59-24a-7)〕
- 〔子羔至其難〕

以上『春秋正義』卷二以下の全体で三八例であるから、「正宗寺本」のほぼ三倍である。ちなみに「慶元八行本」でもこれらの例では、すべて「正宗寺本」に一致している。この点からすると両者が極めて近い関係にあることが分かる。

したがって、標起止から見る限り、「嘉慶本」が「明正徳十行本」を経由して淵源とする「宋刊十行本」は、「正宗寺本」や「慶元八行本」とは異なる系統の鈔本に依拠したものである。

ただ「十行本」が版本を重ねるうちに生じた部分も多いと思われる例であろうが、「正宗寺本」や「慶元八行本」の標起止の方が正しい場合が多い。

- 〔注后帝至堯也 (41-20a-10) ……「注」字は不要。〕
- 〔注后帝堯也〕
- 〔文襄至霸也 (42-07a-5) ……伝文「昔文襄之霸也」〕
- 〔文襄之霸也〕

- 〔董督至多也 (46-13b-4) ……「注」字を脱する。〕
- 〔注董督至多也〕
- 〔以城至爲此 (60-23a-7) ……十行本の体裁に合わせた改変。〕
- 〔以城鉏與越人〕

もつとも「正宗寺本」と「慶元八行本」の標起止が異なる例も若干数存在する。以下の四例は、「正宗寺本」がかえって「嘉慶本」に一致し、「慶元八行本」のみが異なるものである。

- 〔嘉〕注薄迫也駢脅合幹 (15-10b-7)〕
- 〔正〕注薄迫也駢脅合幹〕
- 〔慶〕注薄迫至合幹〕
- 〔嘉〕注詩大雅云云 (49-21a-7)〕
- 〔正〕注詩大雅云云〕
- 〔慶〕注詩大雅至以寬〕
- 〔嘉〕日人至貳乎 (59-22a-9)〕
- 〔正〕日人至貳乎〕
- 〔慶〕日人至不貳乎〕
- 〔嘉〕日詩云至桓公是以霸 (45-14a-5)〕
- 〔正〕日詩云至桓公是以霸〕
- 〔慶〕日詩至以霸〕
- 〔嘉〕傳注計公至二人 (34-12a-10)〕
- 〔正〕傳注計公至二人〕
- 〔慶〕注計公至二人〕

卷17	宣12至18	計一万六千五百五十一字	卷17	宣12至18	55
卷18	成1至10	計一万七千一百八十八字	卷18	成1至10	67
卷19	成11至18		卷19	成11至18	75
卷20	襄1至8	計一万七千三百二十八字	卷20	襄1至8	54
卷21	襄9至12	計一万七千四百字	卷21	襄9至12	51
卷22	襄13至22	計一万九千四百四十四字	卷22	襄13至22	81
卷23	襄23至25	計一萬二千八百五十五字	卷23	襄23至25	49
卷24	襄26至28	計一万六千一百四十六字	卷24	襄26至28	63
卷25	襄29至31	計一万四千六百二十一字	卷25	襄29至31	55
卷26	昭1至3	計一万四千六百二十一字	卷26	昭1至3	58
卷27	昭4至7		卷27	昭4至7	73
卷28	昭8至12	計一万七千九百八十一字	卷28	昭8至12	55
卷29	昭13至17	計二万八百六十六字	卷29	昭13至17	68
卷30	昭18至22	計一万七千四百四十五字	卷30	昭18至22	61
卷31	昭23至26	計一万五千九百四十九字	卷31	昭23至26	56
卷32	昭27至32	計一万六千八百字	卷32	昭27至32	56
卷33	定1至7		卷33	定1至7	45
卷34	定8至15	計一万二百九十九字	卷34	定8至15	44
卷35	哀1至11	計一万三千五百九十四字	卷35	哀1至11	61
卷36	哀12至27		卷36	哀12至27	63
後序(後半闕文)			後序		6

すでに阮元『校勘記』が指摘するように、卷十・十一・十二に違いが見えるが(*印)、ほぼ同様と見なしてよからう。最初の合刻本である「慶元八行本」は、単疏本を基本にし、これに経・伝・注文を合わせたのである。

しかし、「正宗寺本」が疏文の字数を勘案した巻次第であるから、各巻の字数が平均的なのに対し、「慶元八行本」には経・伝・注文が加わるため、その葉数が著しく不均衡になってしまった。後世の附釈音「十行本」が六〇巻に編成し直した理由を了解することができるであろう。

なお部分的にも現存する宋刊単疏本のうち、『周易正義』『尚書正義』『毛詩正義』には巻末に字数の記載が有るが、『禮記正義』にはこれが無い。ちなみに「九經疏」にまでその範囲を広げると、『儀禮疏』『公羊疏』『爾雅疏』にもやはり見えない。そしてこの『正宗寺本春秋正義』に見えること右の通りであった。字数の記載は刻工の工賃の目安としての意味が大きい。したがって「正宗寺本」が版本以降の鈔本であることは先ず間違いないであろう。



以上のように、「正宗寺本」と「慶元八行本」とは極めて近い関係にあり、疏文も「十行本」に比べて嘉処を多く持つことは、阮元『校勘記』のいわゆる「宋本」が証明するところであった。

そして「正宗寺本」と「慶元八行本」の疏文を比較してみると、やはり一致する場合は圧倒的に多い。と同時に、互いに異なる例も少なからず存在し、その是非は互いに入出入りする。

そこで以下、筆者作成の『春秋正義校勘記』から、先ず「正宗寺本」と「慶元八行本」の善本たるゆえんを示す実例を挙げ、次いで「正宗寺本」と「慶元八行本」とが異なり、「正宗寺本」が正しい

ものを挙げ、最後に「慶元八行本」が正しい例を挙げよう。全書にわたって引用するのは煩瑣であろうから、本稿では巻一・二・三にとどめたい。

還歸鎬京 (01-25b-10) 宋本「鎬京」下有「爲幽王滅於西周平王東遷洛邑因謂洛邑爲東周謂鎬京」廿三字。乃是完本。◎正本は「及幽王滅於西周平王東遷洛邑因謂洛邑爲東周謂鎬京」に作る。廿三字の冒頭「及」字のみが宋本と異なる。あるいは正本が正しいか。

右の例のように、「十行本」以降に生じた脱文、しかも長文の脱文の例を、「正宗寺本」と「慶元八行本」によって補正することができるものがかんりの数見られる。両者はやはり善本である。

・且有題曰春秋釋例序 (01-01a-7) 宋本「且」誤「其」。◎正本は「且」字に作って、誤らず。「統修四庫本」は「具」字に誤る。

・杜以爲凡倒本其事者 (02-15b-2) 宋本・毛本「倒」作「例」。◎正本は「倒」字に作る。これが正しい。

・以歴家一日分爲九百四十分 (03-01b-1) 宋本「日」作「度」是也。◎正本は「日」字に作って、宋本と異なる。阮校は「度」字を是とするが、文脈からすれば「日」字が正しい。

・既封有司以几筵舍奠於墓左 (03-04a-10) 宋本「墓」誤「基」。◎正本は「墓」字に作って、宋本と異なる。

・則尊得加於臣子 (03-05b-8) 宋本「得」作「德」誤。◎正本は「得」字に作って、誤らず。

右の諸例は「正宗寺本」が正しいものであるが、以下は逆に「慶元八行本」の方が正しい例である。

・商曰祀 (01-04b-10) 宋本・監本・毛本「商」作「商」是也。此別一字。

○今訂正。◎正本が「商」に作るの誤り。

・編年之書 (01-22a-10) ◎正本が「徧」字に作るの誤り。

・乃聞賢與不賢 (01-27a-2) 宋本「聞」作「關」是也。◎正本は「聞」字に作る。これは誤り。「統修四庫本」も「聞」字に誤る。

・日邦國有疑 (02-08a-8) 宋本「日」作「凡」、與周禮合。◎正本は「日」字に作るが、「凡」字が正しい。要義本も「凡」字に作る。

・史伯爲桓公詐謀云 (02-16a-7) 宋本・監本・毛本「詐」作「設」。◎正本は「誤」字に作る。「設」字が正しいであろう。

以上、巻一・二・三からのみの挙例であったが、全書を通じると「正宗寺本」と「慶元八行本」との優劣はつけがたい。しいていえば、鈔本にありがちな誤写・異体字を含みながらも、やや「正宗寺本」の方が勝っているとと言えるかもしれない。



以下、さらに二・三の問題点について検討しよう。その一つめは『經典釋文』竄入の問題である。「正宗寺本」には、隱公前伝の冒頭部分「惠公元妃孟子」(02-02a-3)の疏文の前に、

傳惠公― 惠公名不皇。諡法愛人好与曰惠。其子隱公讓國之君。元妃芳非反。傳曰嘉耦曰妃。適本又作嫡、同、丁歴反。

という文章が存在する。これについてはすでに安井氏『缺佚考』が、

惠公名不皇以下。丁歴半に至る三十六字は陸徳明釋文の文なり。

此の後にも釋文を引ける一條あり。單疏本に釋文を引けるは異むべし。後人の羸入は天文鈔寫の時なるか。其の後なるか。正宗寺原本なきを以て。之を定むる能はず。姑く疑を存す。

と指摘するように、この三十六字は『經典釋文』の文章なのだから、まさしく「單疏本に釋文を引けるは異むべし」である。かつてこれを根拠に、旧拙著『春秋正義の世界』（溪水社 一九八九）では、「正宗寺本」の祖本として附積音本の可能性をも考慮に入れたことがある（六七頁）。いま全書の検討を通じた結果、この問題をいかに考えるべきであろうか。

そのことについて考慮するには、安井氏の指摘に見える、もう一例の『經典釋文』を引用している箇所が参考になる。昭公二十一年伝「將注豹則關矣」の杜預注「注傳矢關引弓」（50:08a-7）の後文がそれで、これについてはすでに阮元『校勘記』が、

此下宋本有「關矣」○正義曰關鳥環反本又作彎、二十三字、在「呂封人華豹」節下。

として、「宋本」の記載を紹介している。ただし阮校ではこれが『經典釋文』の文章であることを明記していない。ちなみに「嘉慶本」には無い十三字である。したがって安井氏『缺佚考』が「此れ釋文の文なり。羸入」と述べるのは、「嘉慶本」との比較において、あるいはこのことを「正宗寺本」だけの特徴と見なしたのかもしれない。

それはともかく、この箇所を近刊「続修四庫全書本」（30:51b）について確認すると、まぎれもなく阮校が指摘する通りの記載となっている。單疏本である「正宗寺本」と、附積音本に非ざる「八行本」の「宋本」の双方に『經典釋文』の文章が有るのは、果たしていかなる事情によるものであろうか。

これはおそらく後人の注記が紛れ込んだものである（③）。この二条の『經典釋文』の羸入をもって、「正宗寺本」の祖本を「附積音本」と見なすことはできない。この事実をむしろ「正宗寺本」と「慶元八行本」との親近性を示すものではあるまいか。

②

二つめは闕筆の問題である。闕筆（闕画）は版本刊刻の時期を推定する重要な根拠のひとつであるが、筆者はかつて広島大学所蔵の舊鈔本『周易正義』を検討した際、これに闕筆が無いことをも考慮し、李唐伝承の鈔本を祖本とするものであろうとの仮説を提出したことがある（②）。

ところが問題の「正宗寺本」には闕筆が存在しているのである。最も目に付くのは「桓」字「恒」字「垣」字の系統、そして「完」字「莞」字の系統である。これが北宋最後の皇帝欽宗の諱名「桓」

とその兼諱「完」「堯」「垣」を避諱したものであることは間違いない。この他のものとして「貞」「楨」は、北宗第三代皇帝仁宗の諱名「楨」の兼諱であり、太祖趙匡胤の祖父「敬」の兼諱「竟」字の闕筆も見える。

ところで唐の孔穎達が撰進し、長孫無忌等によって奉られて天下に頒布された『五經正義』が最初に印刷本の形で刊行されたのは、北宋の太宗（在位九七六—九九七）の端拱元年（九八八）から淳化五年（九九四）にかけてのことで、これを「國子監本」という。後に金軍によって版木が持ち去られたため、残念ながらこれには現存するものが無い。ただこの「國子監本」は原本そのままに南宋初に覆刻されたという。従来、北宋刊本と見なされていた現存単疏本が、いずれもこの南宋「覆國子監本」であったことを、すでに長澤規矩也氏が「宋刊單疏本の刊年について」（『服部古稀記念論文集』一九三六 著作集第一巻）によって証明されている。そして現存『毛詩正義』には「紹興九年（一一三九）雕造」の刊記が見えることから、「覆國子監本」は南宋初の高宗時代に始まることが明らかとなるのである。

したがって右の闕筆の検討からすると、「正宗寺本」の祖本が北宋の太宗時代に刊刻された「國子監本」（九八八—九九四の間）ではあり得ず、欽宗（在位一一二五—一二二七）の名を闕筆するところの、南宋の高宗（在位一一二七—一一六二）時代の「覆國子監本」であることは明白であろう。

○ 三つめは微細な考証である。莊公二十二年伝「成子得政」の杜預

注「卜筮者聖人所以定猶豫決疑似、因生義教者也」（09-27b）の疏文中に引用する『禮記』曲禮篇の文章を問題にしたい。

現行本「曲禮」篇は以下の通り。「」内は鄭注と『釋文』、次いで『禮記正義』である。

龜爲卜、筮爲筮。卜筮者、先聖王之所以使民信時日、敬鬼神畏法令也。所以使民決嫌疑定猶豫也。故曰、疑而筮之則弗非也。日而行事則必踐之。

「弗非無非之者。日所卜筮之吉日也。踐讀曰善。聲之誤也。筮或爲著。○與音預、本亦作豫。踐依注音善。王如字、云履也。著音尸。」

○「定猶豫也」者、說文云「猶獸名、獲屬」、「與」亦是獸名、象屬。此二獸皆進退多疑、人多疑惑者似之、故謂之「猶豫」。

右の疏文に対しては、すでに阮元『校勘記』が次のような疑問を呈している。

「定猶豫也」石經同。岳本・嘉靖本同。釋文出「猶與」、云「本亦作豫」。案正義本當亦作「豫」。觀正義引說文云「豫亦是獸名。象屬」可證。後人以釋文本「與」改正義本「豫」。并改正義中引說文之「豫」亦作「與」。○按「與」爲「豫」之假借字。

すなわち阮校によれば疏文の「與」字は「豫」字に改めるべきだということである。この校定の正しかったことが、後に吉川幸次郎氏

前掲論文によって確認された。旧稿でも紹介したが、再び吉川氏の文章を引用しよう。

右は宋版の經文ならびに宋版の「疏」であります。所で此の「疏」は「經」の「猶與」の二字の解釈であります。大へんおかしい個所があるのであります。と申しますのは、「説文」を引いて字形の上から「猶」も「與」も獸の名であると説明して居るのであります。が、「猶」は大偏ですから宜ろしいとして、「與」の字の形の中には獸類たることを示すべき何等の要素も含まれて居りません。又た「與」が獸の一種であるということには、「説文」のみならず他のいかなる字書にも見えて居らぬのであります。かく非常に不都合なのであります。鈔本を見て見ますと、「疏」の中の「與」の字は三つとも「豫」になつて居ります。これならば釈然とする。御覽の通り「象」に従う字でありますから、字形からいつて立派に獸類であり、また象の属であります。かく「豫」ならば「疏」が読めるということは、即ち「正義」の原本は「豫」であることを示すものであります。が、と同時に「正義」の拠りました「經」は「定猶豫也」となつていたことがわかるのであります。しかるに宋の頃の「經」は「豫」の字が同音の「與」に変わつていた。で孔維等は疏文の「豫」字をも「與」と改めて無理に辻褃を合わせたものと思ひます。成程宋版の「經」とは表面辻褃が合うようでありますが、其の結果、「疏」の文義は全く通じなくなるのであります。頭隠して尻隠さずであります。

『正義』中に引用された『禮記』の經文あるいは注文が、宋代に通行していた經注と相違する場合には、宋人がこれを通行本に合せて改変したという吉川氏の指摘である。したがつて「猶豫」が「猶與」に改変されたのは宋代以降だということになる。

さて問題の莊公二十二年伝『春秋正義』所引の「曲禮」篇であるが、これは「正宗寺本」を初めとして、すべての版本が以下のように作っている（「」内は杜預注）。

成子得政。「卜筮者、聖人所以定猶豫決疑似、因生義教者也」
 「疏」：曲禮曰「卜筮者、先聖王之所以使民決嫌疑定猶與也」、
 是先王立之本意也。(09:28a)

杜預注が「猶豫」であるにもかかわらず、所引の「曲禮」篇の文章では「猶與」に作つてゐるのである。この点からすると、この例を「正宗寺本」の祖本が宋刊本以降のものであることを示す論拠のひとつとして挙げてよいのではなからうか。



さらに追加すべきこととして、『春秋正義』の単疏刊本について言及しよう。先に「北宋刊單疏本」「南宋覆單疏本」がともに現存しないと述べたのであるが、近時発表された、上海「漢語大辭典編纂処」の虞萬里氏の論考「斯坦因黑城所獲單疏本《春秋正義》殘葉

考釋與復原」(『敦煌學』第20輯 一九九四 『榆枋齋學術論集』江蘇古籍出版社 二〇〇一)によれば、スタインの第三次中央アジア探検によつて発見された新疆出土漢文文書の中に、単疏刊本『春秋正義』(大英博物館蔵 『敦煌寶藏』55冊)が有つたということである。

そして虞氏が「正宗寺本」の巻次第を参考に考証復原した結果、これが卷第十五第三葉裏の上半分であることが明らかとなつた。文公十二年の「秦伯使西乞術來聘、且言將伐晉。襄仲辭玉」から「軍吏曰將有待也」までの伝文とその注文に対する疏文である。このわずかな断片によつて、『春秋正義』にも単疏刊本が存在したことがあらためて確認されたことになる。

参考までに「阮本」(嘉慶本)の該当箇所(筆者の校定文)を以下に引用しよう。「**【**」ではさんだ「所寶」から「正義曰」までが残葉の三葉裏の全文に該当する部分であるが、遺憾なことに、三葉裏のうちの上半分が残るのみであつた。

「疏」注大器至辭玉○正義曰、聘君用圭、享用璧。聘夫人用璋、享用琮。聘禮記曰「凡四器者、唯其**【**所寶以聘可也」。故知所言「大器」是「圭璋」也。考工記玉人云「琢圭璋八寸、璧琮八寸、以規聘」。聘禮記云「所以朝天子、圭與纁皆九寸。問諸侯、朱纁纁八寸」。鄭玄云「於天子曰朝、於諸侯曰問。記之於聘文互相備」。言「互相備」者、朝諸侯與天子同、聘天子與諸侯同也。所言「朝圭九寸、聘圭八寸」、謂上公禮也。使臣出聘、降君一等、故八寸、則侯伯之使、當圭六寸、子男之使、當圭四寸也。聘義曰「以圭璋聘、重禮也。已聘而還圭璋、此輕財而重禮之義也」。然則玉必還其來使、而下云「致諸執事以爲瑞節」、及「襄仲辭之」者、禮聘終、雖復得還玉、初聘之時、其意欲致與主國、但主國謙退、禮終還之、且襄仲辭之者、爲「不欲與秦爲好」。(19b-06a)

「疏」注藉薦也○正義曰、聘禮「執圭所以致君命」。君命致、藉玉而後通。若坐之有薦席然、故以「藉」爲「薦」也。(19b-06b)
 「疏」深壘固軍○正義曰、「壘」壁也。軍營所處、築土自衛、謂之爲「壘」。「深」者高也。高其壘以爲軍之阻固。案觀禮說「爲壇深四尺」。鄭注云「深高也」、是其義也。(19b-07a)
 「疏」注側室至庶孫○正義曰、文王世子云「公若有出疆之政、庶子守宮、正室守大廟」。鄭玄云「正室適子也」。正室是適子、知「側室」是「支子」。言在適子之側也。世族譜「穿趙夙之孫」、則是趙盾從父昆弟之子也。盾爲正室、故謂穿爲「側室」。穿別爲邯鄲氏、趙旃、趙勝、邯鄲午、是其後也。(19b-07a·b)
 「疏」襄糧坐甲○正義曰、「甲」者所以制禦非常、臨敵則被之於身、未戰且坐之於地。(19b-07b)

右は筆者の校定文であり、傍線部「國謙退、禮終還之」に關しては、これを以下の阮元『校勘記』に従つて校定したものである。

・其意欲致與主國但主之且 (19b-06a-10) 宋本「但主」下有「國謙退禮終還」六字。閩本・監本・毛本亦誤在「爲不欲與秦爲好」句之下。浦鏜云「且」當「耳」字誤、非也。

なぜなら「正宗寺本」も「宋本」と同様に「但主國謙退、禮終還之」に作るからである。

もう一箇所、これは「阮本」を改めたものではないが、次の阮元『校勘記』の指摘は注目すべきである。

・於天子曰朝 (19b-06a-7) 閩本・監本・毛本亦作「朝」、與鄭注聘禮記合。宋本作「聘」。

この例では「正宗寺本」は閩本・監本・毛本と同様、したがって「宋本」と異なり「朝」字に作る。ちなみに「統修四庫全書本」も「宋本」に一致している。

そしてこの単疏刊本残葉であるが、幸いにも右の該当部分が存在し、これがいずれも「正宗寺本」に一致するのである。

右はわずかに二例であるが、これまで検討してきたことと偶然にも符合するであろう。すなわち、「正宗寺本」が「宋本」（＝慶元八行本）に極めて近い系統のものであること、「正宗寺本」がやや「宋本」に勝るといふことである。



以上本稿における考証の結果をまとめると、次のようになる。

- 一 「正宗寺本」は李唐伝承の鈔本を祖本とするものではなく、宋刊単疏本、より正確には南宋「覆國子監本」からの鈔本であること。
- 二 最初の合刻本である「慶元八行本」は単疏本「正宗寺本」に極めて近い系統に属すること。
- 三 現在最も流布する「阮元本」が淵源とする南宋の附積音本である「十行本」は、「正宗寺本」や「慶元八行本」とは異なる系統の鈔本に基づくであろうこと。

なお、「正宗寺本」の原本である「金沢文庫本」が鈔本であったのか刊本であったのかは不明であるが、我が国に伝存する『尚書正義』『毛詩正義』『禮記正義』の単疏刊本がいずれもかつては金沢文庫の蔵本であったことからすると、『春秋正義』もまた刊本であった可能性が高いように思われる。

注

- ① 「慶元八行本」に関し、阮元『校勘記』にいわゆる「宋本」と、近時公刊された『統修四庫全書』所載の「慶元八行本」との関係については、拙稿「讀五經正義札記（七）——宋慶元刊『春秋正義』管見——」（本誌第十五輯）を参照されたい。
- ② 拙稿「廣島大學藏舊鈔本『周易正義』攷附校勘記」（広島大学文学部紀要第五三卷特輯号一 一九九五）『五經正義の研究』研文出版 一九九八。
- ③ 拙稿「讀五經正義札記（三） 6 正義の積音例」において、『五經正義』中に見える反切・四声表記に言及する用例を取り上げた際、『經典釋文』竄入の可能性を持つ例を指摘した。
（本稿は平成十五年度科学研究費基盤研究(C)(2)の成果の一部である。）